

厚木市議会基本条例の骨子(案)

前文

この条例を制定するに至った背景や関係法令とのかかわり、二元代表制の機能等を明記するとともに、この条例に規定する内容を市民と共有することを通じて、より身近な議会として市民の信頼に応える議会のあり方を追求し、市民福祉の向上と市政の発展の取り組みを推進するという、議会の決意を規定します。

1 総則

この条例を制定する目的、議会における位置付け、条例に用いる用語の定義等を規定します。

2 議会及び議員の活動

- (1) 市の意思決定機関である議会の役割を規定します。
- (2) 災害時における議会の役割を規定します。
- (3) 議会及び議員が活動する上での原則について規定します。
- (4) 議員が行う調査研究、その他の活動に必要な経費の一部として支給される政務活動費について規定します。
- (5) 議員が活動する上で、結成することができる会派及び議員連盟について規定します。

3 市民と議会の関係

- (1) より開かれた議会を推進するため、会議を原則公開するとともに、参考人や公聴会制度の活用による市民参加の促進を規定します。
- (2) 議会としての説明責任を果たし、市民との情報共有及び意見交換を行うため議会報告会を行うことを規定します。
- (3) 市民から提出される請願及び陳情の取り扱いについて規定します。
- (4) 議会と市政に関心を持ってもらえるよう、市民へ積極的に情報を公開していくことを規定します。

4 議会と行政の関係

- (1) 議案審議等における市長等との関係について規定します。
- (2) 市長等が提案する重要な計画等について、必要な事項の説明を行うよう求めることを規定します。

5 議会運営

- (1) 議会が法律に基づき、活動できる期間である会期について規定します。
- (2) 議会を代表する議長の役割や議長及び副議長の選挙について規定します。
- (3) 委員会の活動や運営方法等を規定します。

6 議会の機能強化

- (1) 議会活動を補助する議会事務局の機能強化や組織体制の整備に努めることを規定します。
- (2) 議員の調査研究に資するために設置する議会図書室について規定します。
- (3) 議会及び議員の活動や議会機能を充実させるため予算の確保に努めることを規定します。

7 政治倫理、定数及び報酬

- (1) 議員が活動を行うに当たり、遵守しなければならない政治倫理について規定します。
- (2) 議会を構成する議員の定数について規定します。
- (3) 議会や委員会への出席を初めとする、議員活動の対価として支給される議員報酬を規定します。

8 検証及び見直し

この条例が、目的に沿った運用がされているか検証し、市民の意見等を踏まえ、見直すことを規定します。